

古代フランス語における自由間接話法の いわゆる「近代的用法」について

岡 野 輝 男

古代フランス語の自由間接話法全般については「古代フランス語の自由間接話法」(*Gallia* 8号, 以下前稿とよぶ)で述べたところであるが, 本稿は前稿への若干の訂正と補足とを兼ねて, 特にいわゆる「近代的用法」なるものについて明確な規定を行なうのが目的である.

前稿でも指摘したように, 古代フランス語の自由間接話法について論じている Lips および Verschoor はともにその「近代的用法」について語りながら¹⁾如何なる用法を「近代的」とよぶのかを必ずしも明らかにはしていない. しかし逆に「近代的」ならざるものとの例として, 明瞭な indice を持たないいわゆる ambigu な場合および間接話法に続いて pause のあることが明らかでない場合を Lips が考えていたことについては疑いなく, その点については Verschoor もほぼ同意見であると思われる. このような場合も含めて古代フランス語の自由間接話法にはいくつかの型がみられるが, どのような型が「近代的」とよばれるに値するのか, 以下それぞれの型についてその具体例をあげながら検討しよう.

*

(1) 先ず contexte 以外に indice linguistique を持たないものについては前稿でも述べたので詳しくはくり返さない. この場合それが話法に関するの

か、作者の叙述・説明なのか多少とも不明確になりやすい。

ex. 1. Guigemar est en piez levez;

Ne s'est de nient effreez:

Une grosse perche de sap,

U suleient pendre li drap,

Prist en ses mains e sis atent.

Il en ferat aukun dolent;

Ainz ke il d'eus seit aprimiez

Les avrat il tuz mainiez. (Marie, *Guigemar*, 593-600)

ただし Verschoor (p. 94) の言うように、このような場合も、中世の「聞き手」達にとっては「語り手」の intonation によってそれが作者の説明なのか作中人物のことばなのかは理解されたであろうし、また一般に話したことばにおいては intonation が重要な indice linguistique となることは Thibaudet (pp. 249-50), Spitzer (p. 331), Teljatnicova (p. 127) などの指摘する通りである。従って Bally-Lips のようにこの場合を彼らの言う確立した文法形態としての自由間接話法から区別することは、話すことばに関する限り必然性がない。しかし intonation の示されない書きことばについては事情は異なる。たとえば上にあげた例において、イタリック部分が自由間接話法であった可能性を否定することはできないが、Verschoor (p. 159) 自身も認めているように、それが確実に自由間接話法であることを立証することもできない。その存在を確証できない以上、書きことばとしても疑問の余地なく自由間接話法である場合とは当然区別される。そして後者の例が古代フランス語に見出されるとすればそれこそ「近代的用法」の名に値するものであり、intonationのみが決定的である場合はやはり「近代的」とよぶべきではないであろう。

(2) 自由間接話法とみられる部分が間接話法に続いている場合は古代フランス語における文の構造と関連するため(1)の場合よりも重要かつ複雑な問題を含んでいる。

ex. 2. Il me dist que de ci l'otasse

Et que je a Josephe le donnasse. (*Graal*, 537-8)

ex. 3. Lors dit Jehanz qu'il le verra

Et l'uis del mur li overra. (*Cligés*, 5543-4)

言明動詞を *dire*, 等位接続詞を *et* で代表させ（ただしこの接続詞は用いられないこともある）, A, B (C, D...) を節とすれば ex. 2 は *dire que A et que B (i)*, ex. 3 は *dire que A et B (o)* という形で一般化される。このように従属節が二つまたはそれ以上の等位節（または並置節）から成る場合、近代フランス語では原則として(i)の形が要求されるが、古代フランス語では両者ともに用いられ、むしろ(o)の形すなわち第二の節に接続詞をくり返さない形の方がふつうであった。これは間接話法乃至補語節の場合に限らず、関係節や種々の副詞節 (*quant A et B, si A et B, tant que A et B* など) についても同様である。ex. 3においてBがAとともに主節に従属していることが何らかの形で明らかであるとすれば、ここにみられるのは ex. 2 におけると同じく間接話法であって自由間接話法ではない。しかし(o)の形でのBは形式上従属のしるしを明確には持っていないため、その従属性に疑問の生じることがあり得る。この点については二つの場合を区別して考えねばならない。第一はBが完全な独立性を持ち、主節と等位関係にあるとも思われる場合である。

ex. 4. Amors celi li represante

Por cui se sant si fort grevé,

Que de son cuer l'a eslevé,

Ne nel lesse an lit reposer: (*Cligés*, 610-3)

これは Stempel (p. 241) の引いている例であるが、彼によればイタリックの部分は主節と等位関係にある（この場合 *lesse* の主語は *Amors*）とも、前行の従属節と等位関係にある（この場合 *lesse* の主語は *a eslevé* のそれと同じく最初の行に *celi* で表わされている女性 *Sordamor*）ともみなされ得るという。この例は副詞節の場合であるが、間接話法の場合について言えば、Bが主節と等位関係にあるか従属節内にあるかは、Bが作者のことばなのか作中人物のことばなのかということに等しい。しかし、間接話法の場合に限って言えば実際上このような疑問の生じる場合はきわめてまれであると言ってよい。主節

と A, B における動詞の法および時制の関係などによって明らかにされるのがふつうである²⁾. 例外的に明らかでない場合もあり得るが、このときはむしろ(1)の型に含めて考えるべきであろう.

第二は B が A と同じく人物のことばであることは明らかでありながら、形式上主節からの独立が認められる場合、すなわち B が自由間接話法を形づくっているとみなされる場合である. (回)の形にも A と B との主語および動詞の法と時制の異同の有無、A と B を結ぶ接続詞の有無、その種類、節の数などに関して様々の場合が考えられるが、どのようなときに上の意味での B の独立性が認められるであろうか. 言いかえればどのような場合に B は自由間接話法であると言えるであろうか. Verschoor (p. 90) はこのとき B の前に pause があれば自由間接話法であり、なければ間接話法内にあるという. Lips (p. 123) も同意見である. B の前に pause がおかれば B は主節から引き離され、それにもかかわらず内容的には作中人物のことばが続くのであるから確かに自由間接話法になるとみなされ得る. しかしそれではどのような場合に pause があると認められるのであるか. それについては Lips は何も語っていない. Verschoor (p. 90) も次の例を引いて

ex. 5. Il trouverent en leur conseil qu'il feroient de Mordret roi et li donroient la reine a fame et deviendroient si home lige; si le devoient fere por deus choses: l'une, por ce que li rois Artus les en avoit proies; l'autre, por ce qu'il ne veoient entr'ex home qui si bien fust digne de tele enneur comme il estoit. (*Artu*, §136, 26-32)

「si le devoient fere...」の前に確かに pause を感ずる. 句読点がそれを証明している」と言うだけである. この説明は全く無意味である. 如何なる場合に pause を「感ずる」のかこそが問題であり、また中世の写本には一般に句読点は用いられなかったからである³⁾. Antoine (p. 509) によれば(回)の形は古代フランス語では補語節および時や仮定を表わす副詞節においてふつうにみられた形であるが、ただし B の前の接続詞が et でなく si であるときおよび A と B との動詞の法が異なるときは特別な場合であってこれは anacoluthe の一

例であるという。彼は自由間接話法について直接には論じていないが *anacoluthe* であるということはこの場合には B に独立性が認められるということであるから、彼の意見ではこの場合に自由間接話法になると解釈することが許されるであろう。一方 Stempel (p. 252-3) は彼の言う *der freie Anschluß* (B に独立性が認められる場合を指す。従って話法に関してはこれを自由間接話法とみなすことができる) の場合として、A と B との主語が異なるとき、同じく動詞の法が異なるとき、A と B を結ぶ接続詞が *si* のとき、B が従属節を含みそれが主節に先行しているときなどをあげている。A と B との主語が同じで B にそれが表わされていないとき（近代フランス語でもこの場合は *que* の反復は行なわない）には B の従属性に問題はない。Antoine (p. 522) の表現を借りれば、このとき従属節 (A と B) は文法的にも心理的にも二つの自立した節から成るというよりも二つの要素から成る一つの節であるとみなされるからである。それ以外の場合には多少とも B に非従属の可能性が認められると言えよう。そしてたとえば A と B との法が異なるときは同じときに比べて、また B の前の接続詞が *si* のときは *et* のときに比べてその可能性は大きいとは言えるかも知れない⁴⁾。しかしこのような統辞論上のある基準のみによって B の独立性が決定的に確認できるかどうかについては疑問があり、Antoine, Stempel とともにその所説は必ずしも説得力を持つものとは言い難い。彼らのあげている場合に当てはまりながら B に独立性がありその前に *pause* があるとは思われない例もみられるからである。たとえば ex 3. において A と B との主語は異なっているが、ここでは B は主節に従属していると考える方がむしろ自然であろう。次にあげる例についても同様のことが言える。

ex. 6. Oiant tuz li ad coneü

Qu'il l'engendrat et sis fiz fu; (Marie, *Yonec*, 535-6)

ex. 7. Manda li qu'il s'an retornast,

France estoit soe, n'i antrast. (*Brut*, 3109-10)

ex. 8. Si li manderez par escrit

E par paroles e par dit

Que ceo est l'enfant sa serur,

S'en ad suffert meinte dolur. (Marie, *Milun*, 71-4)

勿論これらの例で B の独立性を全く否定することはできない。しかし逆にそれを確証することも困難であると考えざるを得ない。Stempel (p. 253) 自身も最終的な解決の困難さを認めている。もしここで最終的な解決が可能であるとすればそれは(1)の場合と同じく intonation によってである。前稿でも述べたように、自由間接話法は先立つ間接話法とは異なった、作中人物を思わせる intonation で発言されるからであり、また一般的に言って、近代フランス語が que の有無によって表わす従属・非従属の関係を、古代フランス語は intonation によっても表現し得たと考えられるからである。従って intonation が決定的な役割を果たす点では(1)の型と同じことになる。前述の通り(1)の形にも様々な場合がある。しかしどの場合にせよ自由間接話法である可能性が認められる場合に同時にそれが間接話法内にあった可能性をも否定することができない以上この型を「近代的用法」とよぶことはできない。「近代的用法」とは書きことばとしてそれが話法であることに疑問を持たせたり、間接話法内にある可能性があつたりしないものを指すべきである。

(3) 上述の(1)の形で et の代わりに car が用いられ dire que A car B の形になっているときはやや事情が異なる。

ex. 9. et dient lui qu'il les assaille,

car la cité prendra sanz faille. (*Thèbes*, 4311-2)

car は et などと異なり que とは両立せず dire que A car que B の形は存在しない。近代フランス語では car は等位接続詞であり、従って dire que A car B の形において B は主節と等位関係（すなわち B は作者のことば）にある筈であり、それにもかかわらず A と等位関係（すなわち B は作中人物のことば）にあることが何らかの形で明らかである場合には B は自由間接話法となる。しかしこれを古代フランス語に関してそのまま当てはめることはできない。car は古代フランス語では従属接続詞としての機能をも持つことができたからである。Antoine (p. 158, pp. 365-7, pp. 1187-93) によれば、古代フランス語の car は近代フランス語では不可能な次のような用法が可能であった⁵⁾。

- a) Pourquoi による疑問に対する答に用いる。
- b) 二つの理由節のうち第一が car で、第二が et car または et que で導入される。
- c) car で始まる節が主節に対して前置される。

このような用法は car が por ce que と同じく従属接続詞としての機能を持っていたことを明らかにするものである⁶⁾。car で始まる節が従属節であるとすれば dire que A car B において dire は A car B 全体を支配して居り、ここにみられるのは間接話法であって自由間接話法ではない。しかし古代フランス語の car が常に従属接続詞として用いられたわけではなく、次第に等位接続詞としての発達をみるとことになるのであるから、古代フランス語においても car の前に pause がおかれ intonation の変化によって B に独立性が与えられた可能性を全く否定することはできない。結局この型においても自由間接話法であった可能性は認められるが「近代的用法」とよべないことは(2)の場合と同様である。

ところでこの dire que A car B の形で car 以下が作者のことばか作中人物のことばか不明確なことが時にみられる点にも注意しなければならない。B が等位節であるにせよ従属節であるにせよそれは A との関係においてと同様主節との関係においても言えることだからである。

ex. 10. Lors suspirat. En poi de tens

Li est venu novel purpens

E dit que suffrir li estoet,

Kar issi fait ki mes ne poet. (Marie, *Guigemar*, 407-10)

ex. 11. Je leur dis pas nou jugeroie,

Car reison nule n'i veoie. (*Graal*, 1313-4)

(2)の場合には前述の通りこのような例はまれである。car のときにこれが比較的多くみられるのは理由節自体の性質にも由来するものと考えられる。ある行為の理由の説明は、特に「主観的」⁷⁾であった中世の作家達においては、それが作者によるものか作中人物によるものか不明確になりやすいと思われるからである。従ってこのことは間接話法に続く場合以外の car で始まる節にも当

てはまる。

ex. 12. Si il nen ad l'amur de li,
 Mut se tendrat a maubailli.
 Esgarez est, ne seit coment,
Kar si il repeirout sovent,
L'abeesse s'aparcevreit;
Jamés des oilz ne la vereit. (Marie, *Fresne*, 255-60)

Verschoor (p. 96) は中世の自由間接話法は *car* や *por ce que* で始まるものが特に多いと言っているが、それは以上のような例をすべて自由間接話法とみなしているからであって、我々の立場からすれば、彼の見方は正しいものとは認められない。ただし *intonation* によってこうした不明確さは避けられた筈であるという彼の意見が正当であることはこれまでにも述べた通りである。ただこのような例は(1)の型に含めるべきであって、少なくとも自由間接話法の「近代的用法」からは遠いものと言わなければならない。

(4) 間接話法の導入部が被伝達部に対して通常のように主節とならず、*dit-il*などの型の挿入節となって被伝達部の内部にあり、被伝達部の方が主節の形をとることがある。この形をも自由間接話法とみなす立場もあるが、前稿で述べたように我々はこれは間接話法の一種とみなすべきであると考える。ここでこのような挿入節を含む節(A)に続く等位節または並置節(B)がやはり作中人物のことばである場合が問題になるが、これも(2)の場合と同様に考えることができよう。AとBとの主語が同じでそれがBに表わされていないときはやはり間接話法しかみられない。

ex. 13. An Yrlande, ce dist, iroit

Et tote Yrlande conquerroit. (*Brut*, 1123-4)

そうでないときはBの前に *pause* がおかれ、*intonation* の変化によってBがAから引き離され独立性を持つことがあり得たことは考えられるからここに自由間接話法の可能性は認められる。

ex. 14. Nus, ce disoient, ne porroit

Sofrir le cost que il sofroit ;
Molt estoit riche sa mesniee
Et molt ert bien aparelleee.
Treü por neant li queroient,
Car il disoit qu'il li randroient. (Brut, 2519-24)

しかしこれも「近代的用法」の名に値しないことは言うまでもない。

(5) ex. 15. D'une raisun où Rollant parler :

Ja ne murreit en estrange regnet
Ne trespassast ses humes e ses pers ;
Vers lur païs avrait sun chef turnet ;
Cunquerrantment si finereit li bers. (Roland, 2863-7)

これは *Roland* 中の自由間接話法の例として Brunot (p. 343) や Gamillscheg (p. 637) などに引かれているものであるが、自由間接話法とみられるイタリック部分は導入部内の語 *une raisun* と同格におかれていて、これまでの型のように間接話法に後続してはいない。同格におかれる語としては上例の *une raison* の他 *une chose*, *une rien*, *une nouvelle* などが用いられるが、これらの語は次の節を予告するものであり、その意味では次例における *ço* (*ce*) と同じ機能を持つものと言える⁸⁾.

ex. 16. *Ço sent Rollant que la mort li est près : (Roland, 2259)*

ce は意味論的価値が余りに弱いため *que* の前で文は完結したとはみなされない。従って *que* が不在である次例においても *de sun tens* 以下が主節に従属していることに変わりはない。

ex. 17. *Ço sent Rollant de sun tens n'i ad plus : (Roland, 2366)*

une raison などの語は *ce* に比べればその意味論的価値はより大きい。しかしやはり導入部だけで完全に文が完結した感じを与える程大きいとは言えない。ただ被伝達部の前に *pause* がおかれることを許すことはできると考えられる。それが *ce* と *une raison* などの語との差と言えよう。次例のように被伝達部の前に *que* があれば *pause* は失なわれ間接話法となる。

ex. 18. Mes d'une rien s'est purpensee,

Qu'ilec fu sis amis neiez; (Marie, *Guigemar*, 682-3)

この例と ex. 15 との関係は ex. 16 と ex. 17 との関係に平行するものであり、また(2)の(i)と(ii)との関係に平行するものとも言える。従って ex. 15 においても結局(2)の場合と同様間接話法からの独立を示すものは *que* の不在という事実のみである。被伝達部の前で *pause* のおかれたことがあり得ると考えられる以上、この場合が自由間接話法であった可能性を否定することはできない。しかし逆に間接話法であった——すなわち被伝達部が導入部に従属し作中人物のではなく作者の *intonation* で発言された可能性も同じく否定することはできない。従ってこの型もやはり「近代的用法」とはよび難い。

(6) 一つの動詞が名詞または不定形と節とを同時に目的補語とする *asymétrique* な構成をとることがある。

ex. 19. A la pucele dist saluz

Et que sis amis est venuz. (Marie, *Eliduc*, 781-2)

ex. 20. Li reis oi le mandement

E qu'il ne remeindra nient. (Marie, *Eliduc*, 625-6)

Antoine (p. 483) の指摘しているようにこの場合も節の前の *que* は表現されないことがあった。このときこの節の前に *pause* のおかれることがあり得ると考えられる。(5)の場合と異なり、このときは節の前で文は完結し得るから、この節が自由間接話法となる可能性はより大きいと言えるかも知れない。だが *que* の不在のみがこの節の独立の可能性を示している点では(5)と変わらない。ただしこのような場合の実際例はまれである。次にあげる例も節の前に *et* のないこと、*ore* のような情意的な語の存在などからこの節が *dist* に従属する可能性はむしろ小さいとみる方が妥当であろう。

ex. 21. Tute li dist la destinee

De la bise ki fu nafree

E de la neif e de sa plaie.

Ore est del tut en sa manaie! (Marie, *Guigemar*, 607-10)

(7) (2)から(6)までの型は、結局自由間接話法とみられる部分が間接話法内にあった可能性を持つ場合とまとめてよぶことができる。そうした可能性が全く存在せず、同時にそれが作中人物のことばであることに疑念を抱かせない次例のようなものこそ「近代的用法」の名に値しよう。

ex. 22. A conseil l'en a apelee

Gleolais et se li prie

Qu'ele soit sa feme et s'amie;

Tos les jors que il sera vis

Sera ses drus et ses amis: (Guillaume, 1090-4)

この例でイタリック部分は間接話法に後続し、表面的には(2)の *dire que A et B* の形に近い。しかし間接話法(A)を導入する言明動詞が第二の節(B)を従属させることは意味上あり得ず、従ってBの独立性については疑問の余地がないという点で決定的な差違がある。ここでBを支配しているのは、言明動詞とAとによって導かれた話法の観念のみであって、それがBが作中人物のことばであることを明らかにしているのである。このようにBが言明動詞の支配を受けず、その独立性が明らかな場合として主に二つの場合がある。一つは上にあげた例のようにAとBとの動詞の法に異同がみられる場合であって、これがこの型の大部分を占めると言ってよい。ただし(2)で述べたように法の異同そのものがBの独立性を証明するわけではない。従ってこのとき言明動詞は *dire* や *mander* など直説法と接続法とを同時に支配することができまた意味上いわば無色の語ではなく、*comander*, *prier*, *querre*, *rover*, *demande*, *defendre* などのように要求・願望・命令など意志を表わす動詞であることが多いことは容易に理解されよう。従ってAの動詞は接続法、Bのそれは直説法となる。もう一つの場合は、次例のように、Aが間接疑問節となっているときであるが、これも言明動詞が *dire* や *conter* など同時に間接疑問節と補語節とを支配し得る動詞ではないことは先の場合と同様である。

ex. 23. Il li demande que ele a;

se requerre lo velt de rien

que faire puisse, el l'arra bien. (Eneas, 4308-10)

この二つの場合以外の例は少數である。一例として次のものをあげておこう。

ex. 24. *Or li est vis que trop demeure,*

n'atendra mes ne jor ne eure. (Thèbes, 1219-20)

(8) ex. 25. *Li abes vet od eus parler,*

Mut les prie de surjurner :

Si lur musterrat sun dortur,

Sun chapitre, sun refeitür, (Marie, Yonec, 491-4)

(7)型が表面的には(2)型に近いとすれば、この型は(6)型に近いと言える。自由間接話法の導入部はここでは従属節による間接話法ではなく、より凝縮された形で作中人物のことばを伝える表現となって居り、従って不定形または名詞を目的補語とする言明動詞であることが多い。(6)型と異なり間接話法内にある可能性を許さず、Bに当たる部分の独立性に疑問の余地のない点では(7)型と共通する。

(9) ex. 26. *Quant il virent le roi finé,*

Le regne ont tot a Loth vehé ;

Ne voltrent estrange home atrere,

Ne d'estrange home seignor fere.

Ainz seroient viel et chenu

Qu'il l'eüssent aconeü ;

A ces d'autre terre donroit

Ce qu'il a aus doner devroit ;

Roi feront d'un de lor norriz

Qui amera aus et lor fiz. (Brut, 1279-88)

この例は(8)型に近いが、導入部に言明動詞を含まない点が異なる。ただし言明動詞の範囲は必ずしも明確でなく、従ってこの型と(8)型の境界も明確なものではない。導入部の動詞（句）としては *estre dolent, grever, se corocier, se haitier* など感情表現に関するものが多く、その他 *sovenir, voloir* なども

見出される。これらの語は間接話法を導くものではなく従って言明動詞とは言えないが、多少とも話法の觀念を含むものであり、自然に作中人物の意識・心理へと読者を誘い、次の自由間接話法への導入を行なう役目を果たすものである。

(10) 自由間接話法が前に導入部を持たず、後にそれが作中人物のことばであることを示す語句を持つことがある。Bally (p. 412) の言う通りこの場合人物のことばは短かいのがふつうである。

ex. 27. *lancier lor fet lo feu Griois ;
de cel n'estordront il noiant ;
ce quida il veraient
qu'il n'estordront de cel peril.
Mais ils furent garni d'esil,
o ce l'estoignent igniaument ; (Eneas, 5346-51)*

ただしこの型は古代フランス語ではきわめてまれにしか見出されない。

*

以上古代フランス語にみられる自由間接話法を10の型に分類し、それぞれの型について考察を試みた。古代フランス語の自由間接話法は実際上この10の型に限られると言ってよい。このうち(1)～(6)の型は話法であることに疑点がありたり(1)，または間接話法内にあった可能性が存在する(2～6)という点でこれらを「近代的用法」とよぶことはできない。それに対し(7)～(10)の型は自由間接話法の存在に疑問がなく、この話法が文語として確立した文法形態であることを示している点で「近代的用法」とよぶにふさわしい。この「近代的用法」が古代フランス語の個々の作品においてどのようにまたどの程度用いられているかを次の機会に明らかにしたいと思う⁹⁾。

注

- 1) Lips は古代フランス語には近代的用法は例外的であるとし、Verschoor は近代フランス語と変わらない近代的用法がみられると言ふ。結論自体は Verschoor の説が正しいがその論証には多くの独断がみられる。前稿参照。
- 2) この点については詳しくふれる余裕がないので傍証として Dembowski (p. 109)のことばを引いておく。Robert de Clari の間接話法で(回)の形がかなりみられる指摘したのち彼は次のように述べている。「しかしながら *que* の不在が作者のことばと作中人物のことばとの眞の混同をひきおこしている例は全くみられない。」
- 3) ついでに言えば Stempel (p. 253) の指摘のように、この部分は話法に属していないとも考えられる。
- 4) *et/si* の対立については Antoine, pp. 945—1010 参照。
- 5) 実際例は Antoine, p. 366, pp. 1189—91 参照。
- 6) Greimas の *car* の項には次のように記されている。1° Conj. de coord., marque l'implication logique, Donc, or... 2° Renforcement de l'impératif ou de l'optatif... 3° Conj. de subord., marque la cause, Parce que, pourquoi...
- 7) 前稿 p. 15 参照。
- 8) Sneyders de Vogel, §344 参照。
- 9) 注 1) で述べたように Verschoor は古代フランス語にも近代フランス語と変わらない用法がみられると言っているが、彼があげている古代フランス語の自由間接話法 35 例のうち我々の定義による近代的用法は 1 例 (*Graal*, 636-7) に過ぎない。また 7 例は自由間接話法とは認められず、残りの 27 例は(1), (2), (3)の型のうちいずれかにあたる。

引 用 文 献

- Artu* : *La mort le roi Artu*, éd. J. Frappier, Droz, 1956.
- Brut* : Wace, *La partie arthurienne du Roman de Brut*, éd. I.D.O. Arnold et M. M. Pelan, Klincksieck, 1962.
- Cligés* : Chrétien de Troyes, *Cligés*, éd. A. Micha, CFMA 84, 1957.
- Eneas* : *Eneas*, éd. J.-J. Salverda de Grave, t. I, CFMA 44, 1964; t. II, CFMA 62, 1929.
- Graal* : Robert de Boron, *Le Roman de l'estoire dou Graal*, éd. W. A. Nitze, CFMA 57, 1927.
- Guillaume* : Chrétien de Troyes, *Guillaume d'Angleterre*, éd. M. Wilmotte, CFMA 55, 1962.

- Marie : *Les lais de Marie de France*, éd. J. Rychner, CFMA 93, 1966.
- Roland : *La Chanson de Roland*, éd. J. Bédier, Piazza, s. d.
- Thèbes : *Le Roman de Thèbes*, éd. G. Raynaud de Lage, t. I, CFMA 94, 1966.
- *
- Antoine, G., *La coordination en français*, 2 vol., D'Artrey, 1959-62.
- Bally, C., Figures de pensée et formes linguistiques, *Germanisch-Romanische Monatsschrift*, 1914.
- Brunot, F., *La pensée et la langue*, Masson, 1953.
- Dembowski, D. F., *La chronique de Robert de Clari*, University of Toronto Press, 1963.
- Gamillscheg, E., *Historische Französische Syntax*, Max Niemeyer, 1957.
- Greimas, A. J., *Dictionnaire de l'ancien français*, Larousse, 1969.
- Lips, M., *Le style indirect libre*, Payot, 1926.
- Sneyders de Vogel, K., *Syntaxe historique du français*, Wolters, 1919.
- Spitzer, L., Zur Entstehung der sog. 'erlebten Rede', *Germanisch-Romanische Monatsschrift*, 1928.
- Stempel, W.-D., *Untersuchungen zur Satzverknüpfung im Altfranzösischen*, Westermann, 1964.
- Teljatnicova, A. K., De l'origine du prétendu «style indirect libre», *Le français moderne*, 1965-4, 1966-2.
- Thibaudet, A., *Gustave Flaubert*, Gallimard, 1935.
- Verschoor, J. A., *Etudes de grammaire historique et de style sur le style direct et les styles indirects en français*, Druk, 1959.

(M. 37. 本学講師)